

告示第 53 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条第 3 項の規定により、令和 8 年度
土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 31 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

1 縦覧日時

自 令和 8 年 4 月 1 日（水）

至 令和 8 年 4 月 30 日（木）

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

（ただし、土曜日・日曜日・祝日は除く。）

2 縦覧場所

太子町役場 総務部税務課